

あなたの考えを

市政に!



# 市長への手紙

わたしの提言

「市長への手紙」は、日ごろ市民の皆さんが市政について考えていること、気がついたことなどをお寄せいただき、いつでも市政に参加していただくというものです。  
お気軽にご意見やご提言をお寄せください。

受付から  
回答まで

市長への手紙を送る

- ①市役所や各地区まちづくりセンター、図書館などの公共施設に設置してある専用はがき(送料無料)、②市ウェブサイト内の送信フォーム、③Eメール、④ファクス、⑤通常のはがきや封書で送ることができます。

市長が直接内容を確認

皆さんからいただいた手紙は、市長が直接内容を確認し、必要に応じて担当部署に調査・検討するように指示します。県や警察の業務など市で対応できない場合には、関係機関にご意見を伝えます。

担当部署で作成した回答の内容を市長が直接確認

- 回答を希望する場合  
回答内容について、市長の了承を得た後、担当部署から文書・Eメール・電話・面談などで回答します。
- 回答を希望しない場合  
担当部署で手紙を保管して、今後の市政の参考にさせていただきます。



市長への手紙を読む鈴木市長

※原則として、受け付け後2週間以内に回答しますが、内容によっては、回答までに時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

専用はがき



ご意見・ご提言を  
お寄せください

- 専用はがき(送料無料)  
市内各公共施設に設置してあります。
- 市ウェブサイト  
市ウェブサイト内のトップページで、「市長への手紙」をクリックしてください。
- Eメール  
専用フォームから送信できます。
- ファクス  
kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp
- (51)1456
- 通常のはがき、封書で郵送  
〒417-8601

こんなときは直接担当部署へ

○回答をする場合や内容についての問い合わせに必要になりますので、住所、氏名、電話番号を明記してください。  
※個人情報情報は、いただいたご意見とともに担当部署に伝えますが、連絡手段や統計処理以外には使用しません。また、外部に漏れることはありません。

道路・照明灯・側溝・道路案内標識・カーブミラーなどの破損

管理者	種類	担当	電話番号
富士市	市道	道路維持課	(55)20832
林道	林道	林政課	(55)2784
農道	農道	農政課	(55)2782
県道	県道	富士土木事務所維持管理課	(65)2237
国道	国道	富士国道維持出張所	(52)5650
交通省	国道1号 国道139号 (青島〜天間)		

●公園の管理・遊具の破損など

みどりの課 (55)2795

●信号機・横断歩道・道路規制標識の設置・管理  
富士警察署 (51)0110

●担当部署がわからないときは...  
おしえてコールふじ (53)1111

問い合わせ 広報広聴課 ☎(55)2736 FAX(51)1456